

2020年度 シオン幼稚園

重要事項説明

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 事業者

事業者の名称	学校法人 日本聖公会田辺学園
代表者氏名	米本 道子
法人の所在地	和歌山県田辺市朝日ヶ丘 12 番 26 号
法人の電話番号	0739 - 22 - 1050

(2) 事業の目的

本園は、キリスト教精神に基づき、教育基本法及び学校教育法のもと、幼児教育を行うことを目的とする。(園則 第3条)

(3) 運営方針

本園は、子ども・子育て支援法、及びその他の関係法令を遵守し、子ども・子育て支援法が定めた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の第三条が示す一般原則(※)に則って運営する。

(※) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(一般原則) 第三条

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 幼稚園の概要

名称	シオン幼稚園
所在地	和歌山県田辺市朝日ヶ丘 12 番 26 号
電話番号/FAX 番号	電話 0739 - 22 - 1050 FAX 0739 - 26 - 4717
設立年月日	1954 年 (昭和 29 年) 6 月 16 日
学校法人許可年月日	1985 年 (昭和 60 年) 1 月 7 日
園長氏名	鈴木 志都
利用定員	90 人
職員数	13 名 (2019 年度)
園医等	内科：ふくはらこどもクリニック 福原 仁雄 眼科：山本眼科医院 山本 良 歯科：真砂歯科医院 真砂 哲三 薬剤師：切目屋調剤薬局 狭口 昌宗

(5) 施設の概要

敷地面積	1244.5 m ²
建物	鉄筋コンクリート 3 階建て 延べ床面積：553.5 m ²
施設の内容	保育室・遊戯室 計 5 室 面積：296.7 m ² 幼児用トイレ：3ヶ所 運動場：664 m ²

(6) 学級編成 (担当教員数は変わる場合があります)

学級	学級数	担当教員数
満 3 歳児クラス	1	1 名
3 歳児クラス	1	1 名
4 歳児クラス	1	1 名
5 歳児クラス	1	1 名

2. 提供する教育・保育の内容

- (1) キリスト教精神に基づき、「あかるく ゆたかに ゆっくりと」をモットーに、保育者が一人ひとりの子どもの思いに寄り添い、その個性を大切にしながら、「生きる力」を育てるために、幼稚園教育要領に沿ったカリキュラムを通して子ども達に必要な援助を行います。

(2) 食事の提供について

提供方法	・株式会社 メイショクに昼食の給食業務を委託し、幼稚園厨房で調理したものを提供していま
------	---

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 1 回、栄養士の立てた献立をもとに園職員、調理担当者と給食ミーティングを行い、献立内容や提供の方法等について協議します。 ・次月の献立表、食育便りを月末に配布します。
食物アレルギーへの対応方針等	<p>保護者の方に「食物アレルギーに関する調査票」を提出いただき、アレルギーのある場合（診断書の提出をお願い致します）は、可能な限り対応させていただきます。欠食される場合は、お弁当を持参ください。</p>
給食搬入業者	<p>株式会社 メイショク 愛知県愛西市本部田町狭場 2 番地 1 電話 0567 - 33 - 2402</p>

(3) 健康診断等について

① 内科検診・歯科検診・眼科検診

年 1 回、嘱託医が検診を行います。検診の結果については、出席ノートに記載してお知らせします。緊急を要する場合は個別にお知らせします。

② 身体測定

毎月、身長・体重の測定を行います。結果については、出席ノートに記載してお知らせします。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容、資格

2020 年度予定 ※職員数は状況により変わる場合があります。

職種	員数	職務の内容	有資格
園長	1 人（常勤）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	幼稚園教諭
副園長	1 人（常勤・担任と兼務）	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。	幼稚園教諭
主幹教諭	1 人（常勤）	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。また指導計画の立案、地域の子育て相談等子育て支援活動にあたる。	幼稚園教諭
教諭(担任)	4 人（常勤）	園児の教育にあたる。	幼稚園教諭

※その他：保育補助担当者（4 名）、バス送迎員（専任 1 名、兼務 1 名）、バス添乗員（2

名。保育補助者、事務担当者と兼務)、預かり保育専任担当者 (1名)

4. 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

開園日	月曜日～金曜日まで
教育時間	<p>9：15～14：30 (登園時間 8：45～9：15) ただし、以下の期間については 9：15～11：30 までとする。</p> <p>① 1学期始園日以降の約2週間 ② 1学期終業式前日、終業式当日 ③ 2学期始業式当日 ④ 2学期終業式当日 ⑤ 3学期始業式当日 ⑥ 3学期卒園式前日、卒園式当日、修了式当日 ⑦ その他園長が指定した日</p>
預かり保育	<p>○月曜日～金曜日 通常保育時 14：30～18：30 半日保育時 11：30～18：30 早朝預かり 7：30～8：45 長期休業日 (夏季、冬季、春季) 7：30～18：30</p> <p>○土曜日 8：00～12：00 ※半日保育時及び長期休業日は給食はありません。お弁当を持参してください。</p> <p>○預かり保育を実施しない日 ① 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆、年末年始 ② その他園長が指定した日</p>
提供を行わない日：休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日、土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休業 7月20日から8月31日 ・冬季休業 12月20日から翌年1月7日 ・春季休業 3月20日から4月7日

	<p>・開園記念日 6月16日(平日であれば、預かり保育を行います。)</p> <p>※非常災害、その他急迫の事情がある場合は、随時休園することがあります。</p>
--	--

5. 保育料等の利用者負担、その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1) ① 入園考査料 2,000円

入園が決定した時点で、入園のための事務取扱費用として徴収させていただきます。

② 入園準備金 10,000円

入園が決定した時点で、入園のための準備金(施設整備のための費用)として徴収させていただきます。

- ・手続き後は、入園前の転勤転居の場合を除き、入園準備金10,000円は返還いたしません。
- ・入園考査料は理由の如何を問わず返還致しません。

(2) 保育料 無料

(3) その他 諸費

保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。なお、以下の費用は、業者の値上げ、その他の理由で変更する場合があります。

①教育充実費 月額 500円

*外部講師による体操教室やクラスで園バスを利用して園外保育に行くためのバス代、食育のための貸し農園利用など、教育をより充実させるための費用です。(2020年度より新設)

② 給食費 1食 395円×当該月の給食回数

※8月は給食はありません。

以下の場合を除いて、給食費は欠席の場合も原則として返還しません。

- ・忌引き(公欠となるのは三親等まで)、出席停止(インフルエンザ等学校感染症第2種など)、学級閉鎖を行った場合

※なお、いずれの場合も1日目は含みません。

※但し、帰省等で2週間以上欠席することが前月10日までに確定している場合は、その旨を園にご連絡いただけると、当該月の給食費については、欠席日数分を差し引いて請求させていただきます。

*保育料無償化に伴い、第3子以降の子ども(注:小学校3年生以下の兄

姉から数えて) の場合や、保護者の方の収入に応じて、副食費（おかず代）が免除される場合があります。該当者にはお住まいの市町村から文書でお知らせがあります。

- ③ 保護者会会費 毎月：600 円（毎年度、保護者会総会を経て確定）
- ④ 絵本代 毎月：（2019 年度の場合）年長組 430 円 年中組 440 円
年少組 440 円 満3歳児組 380 円
- ⑤ 通信費 毎月：60 円
- ⑥ 遠足代、検尿代、お泊り保育費用（年長）など必要な実費は随時徴収させていただきます。
- ⑦ 通園バス代（利用者のみ）については通園バス利用規程に沿って利用料（1ヶ月／1名 4,000 円、片道のみ利用の場合 3,000 円。きょうだい割引有り）をいただきます。
- ⑧ （2020 年度入園児対象）施設整備費 月額 500 円
遊具や園舎、園庭整備、セキュリティ対策等、施設としての維持管理や安全環境を確保していくための費用です。
※2020 年以前に入園された在園児については、入園時に入園準備金として 3 万円を申し受けていますので、施設整備費の徴収はありません。

※上記のほか、入園時に制服や通園用リュックなど必要に応じて購入いただきます。

（4）預かり保育料

- ・早朝預かり・・・無料
- ・通常預かり・・・17：00 まで 200 円
17：00～ +100 円 18：00～ +100 円
- ・土曜預かり・・・200 円
- ・休業日預かり・・・午前のみ利用 200 円 午前・午後とも利用 300 円
17：00～ +100 円 18：00～ +100 円

※（早朝及び午前のみ預かり保育利用を除き）おやつ代として 1 回につき 50 円を合わせて徴収させていただきます。

6. 利用定員（2020 年度予定）

子どもの区分・年齢	利用定員
1号認定	90人
（満3歳児）	（15人）
（3歳児）	（25人）
（4歳児）	（25人）
（5歳児）	（25人）

7. 入園・退園・卒園などについて

(1) 入園

(入園資格)

本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでとする。

(入園許可)

入園は園長がこれを許可する。

(入園手続き)

入園志望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。

(2) 選考基準

- ・先着順とする。なお、在園児の妹、弟については決められた願書受付日までに入園予約ができる。
- ・利用開始にあたっては、あらかじめ、利用の申し込みを行った保護者に対し、重要事項等を記した文書（本文書）を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(3) 退園、休園

- ・退園または休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。
- ・病気その他の理由により、他の園児に影響を及ぼすおそれのある者、長期欠席するとき、その他利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき、その者を退園または休園させることがある。

(4) 卒園

本園は、園児が小学校就学始期に達したとき、教育・保育を終了するものとする。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

火災等非常時の対応	別に定める消防計画書により対応いたします。
自然災害時の対応	別に定める「台風接近時等の対応について」、「大地震、大津波警報の際の対応について」に沿って対応いたします。
防災設備	自動火災報知機 煙感知器 誘導灯 スプリンクラー 緊急地震速報受信装置 防火扉 防災カーテン
避難・消火訓練など	地震、火災、不審者を想定した避難訓練を各1回以上、実施します。
その他	防犯カメラを屋外3ヶ所、屋内1ヶ所に設置しています。 外扉（西牟婁振興局側門）を電子ロック錠で施錠しています。 夜間は機械警備を導入しています。（委託先：「総合警備保障株式会社（ALSOK）」）
緊急時の保護者への連絡	緊急時の対応については別に定める緊急時計画書により対応

方法、避難場所及び園児の引き渡しの方法	<p>いたします。</p> <p>◇緊急時の保護者への連絡方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園の「一斉メール配信システム」で連絡させていただきますので、必ず登録をお願いします。 <p>◇避難場所及び園児の引き渡しの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難方法については状況によって判断します。緊急に保護者の方のお迎えをお願いする場合もございます。 ・お迎えは原則保護者の方をお願い致します。都合により保護者ではない方が迎えに来られる場合は必ず園にご連絡ください。ご連絡のない場合、こちらから保護者に確認を取らせていただきますが、確認できない場合、園児の引き渡しは行いません。
発熱や怪我などの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育中、園児に容体の変化等があった場合は、保護者に連絡いたします。保護者と連絡が取れない場合には、幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。
管轄する消防署、警察署等	<p>田辺市消防本部：電話 0739 - 22 - 0119 和歌山県田辺市新庄町 46 番地の 119</p> <p>田辺警察署：電話 0739 - 23 - 0110 和歌山県田辺市上の山 1 丁目 2 番 15 号</p>

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 本園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。
- ア 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - イ 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - ウ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - エ その他虐待の防止のために必要な措置
- (2) 虐待等の行為とは、児童虐待の防止に関する法律第 2 条に規定する行為を指します。
- (3) 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者による虐待を受けたものと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告するものとします。

10. 要望、相談の受付

担当窓口	当園職員までお申し出ください。
子育て相談など	当園職員までお申し出ください。

受付方法	電話 0739 - 22 - 1050 FAX 0739 - 26 - 4717
------	---

11. 加入している保険に関する事項

- (賠償責任保険) 全日本私立幼稚園連合会保険制度 (JK 保険) に加入
東京海上日動火災保険株式会社 電話 0120 - 366 - 877
- (災害共済) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度に加入
学校安全部 大阪給付課 電話 06 - 6456 - 3602

12. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

本園の職員及び職員であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た園児またはその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、「子どものための教育・保育給付認定」申請や「子育てのための施設等利用給付認定」申請に関わる個人情報等は、給付事務に基づく必要な範囲に限り利用いたします。

なお、当園の個人情報保護に関する基本方針は、「個人情報規程」に掲げています。